



文三第



神字日文傳下卷

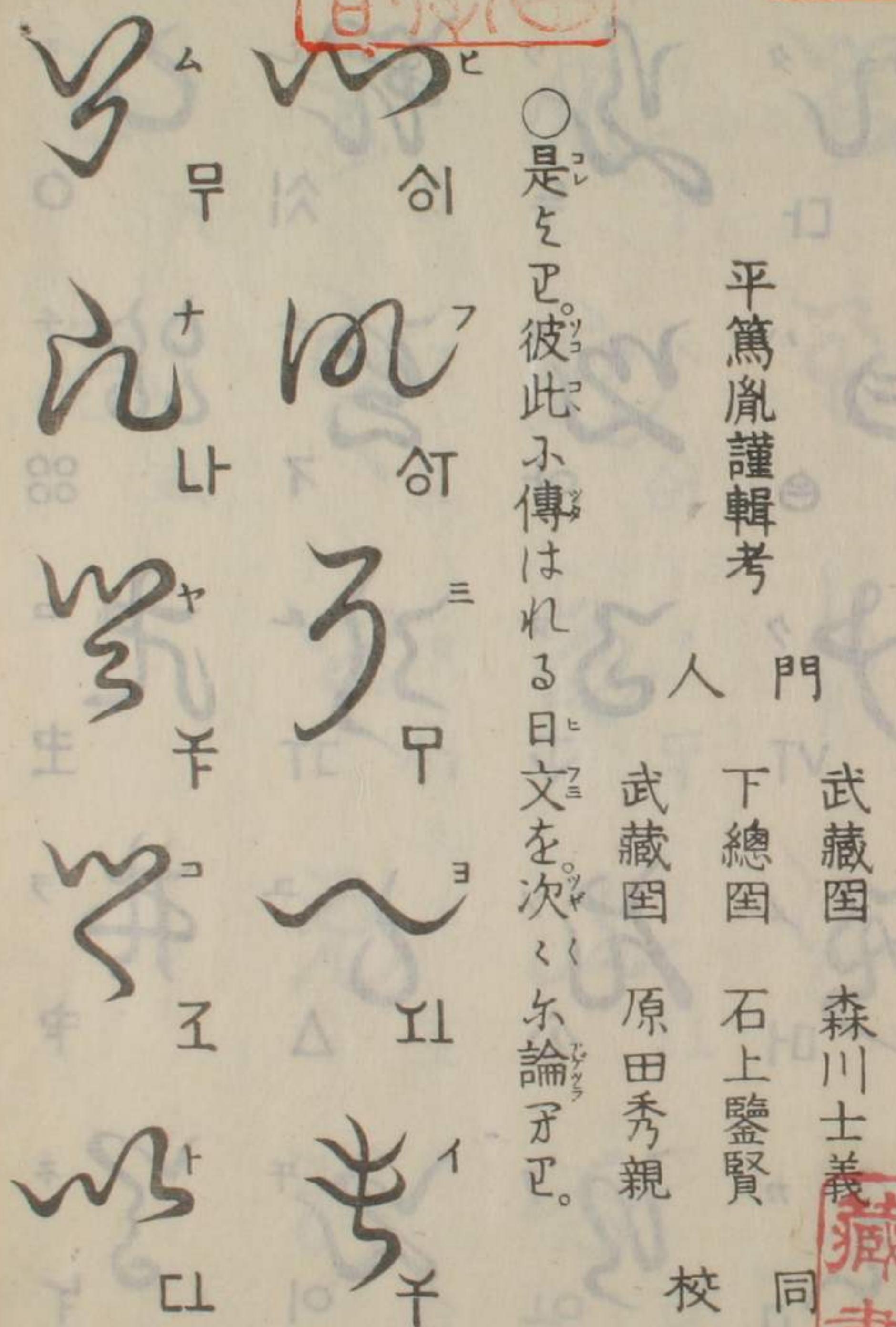
平篤胤謹輯考

門人

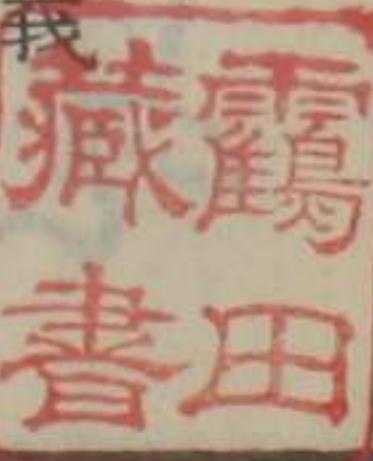
武藏國 森川士義  
下總國 石上鑒賢

校同

○是乞也。彼此小傳はれる日文を次々爾論方也。



○神字日文傳下



ひ	ス	れ	ウ
거	：	리	可
か	：	リ	可
あ	ケ	リ	可
お	：	リ	可
わ	セ	れ	エ
서	テ	リ	으
わ	セ	れ	エ
る	テ	リ	으
お	：	リ	二
わ	ホ	リ	オ
お	ホ	リ	サ
わ	ホ	リ	ア
お	：	リ	イ

孔	タ	ノ	レ	ム	モ
다	：	두	시	○	：
ハ	ハ	ハ	キ	チ	チ
ホ	：	ホ	イ	：	：
ゆ	ク	る	ヌ	ル	ロ
vt	：	リ	ト	コ	ト
ゑ	メ	ん	ソ	ユ	ラ
め	：	ん	△	：	ヰ
カ	カ	リ	ヲ	：	ネ
正	：	リ	イ	：	ヰ

右出雲國大社所傳云。以上尤墨小て記し。以下武藏國人  
金井滌身麻呂傳政文者也。金井滌身麻呂何人と云、こと  
アセ。○一本云右神世草文。中古所謂薩人書也。○おと佐  
藤信淵アツタケル見せしる一書小有しを本小採モトサツ。はと一本を  
得て校正しみはれど。此遺文を得あは小依て。今傳ふる  
ヒヨウ日文の草書等は。仰仰ヒフニの草書ある事を始めて知れど。  
阿波礼アハルの一枚を得ざらましきば。此日文傳の考ハ出  
尊マジカ來マジカ九クシとら神字の元く埋マダラもれあまし物などいと  
淵マツカ賜マツキ物モト小ぞ有ハズル。然れども下小隸マツケさる眞字の中。  
上小舉マツテある縦横二體北眞字と異ある字モリ多々タマタマる。い  
心得コトコト所オボシ思ムスるが中カハ少レヌカバ正カケ古カケの五字は異字

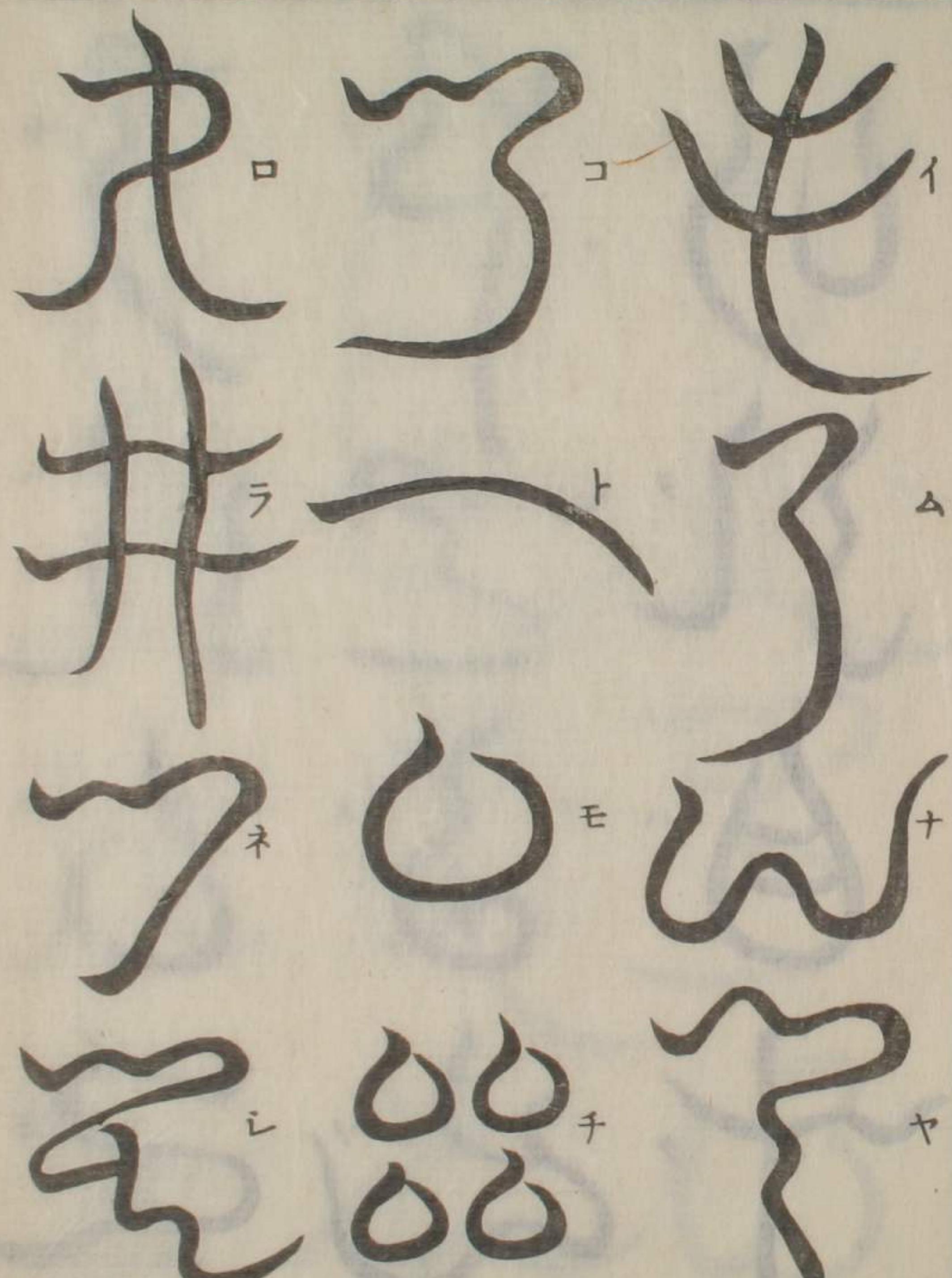
小非アフぞ異體アヘ。然アハをシをヒをニ扱カサ重カサ称カサ。又アヌ  
左正タレくはレトカク書カクべたタを。又カと書カ。又カ正タレくはトと書  
傍カタトを。上カミと書カクるアヘ。古カハ正タレく左カタマと書カクべたタを。縱  
さはアハ書きカ。諺文アハの初カニ字カタの中カハある古カハ。此草字アハ誤カタ。  
又カ正タレくハトと書カク。傍カタを。〇カク十カタを横體カタ小書カクる。取  
アカ此左按カモ。草體カタを眞字體カタ不書カタ。旅物カタある傍カタ。倭カタふも  
草カタ眞字カタ小あれカタ。幾等カタ。之カタて〇カク△カタ口カタ。○カク。洽  
もカタことカタハ誰カタ知カタるカタ。如カタし。之カタて〇カク△カタ口カタ。○カク。洽  
あカタ比カタ八字カタ。いカタ恐カタ所以カタあカタて。口カタ。口カタ。口カタ。口カタ。合カタ。  
トカタ。口カタ。口カタ。口カタ。合カタ。等カタの字カタ用カタ。かく異字カタ書カタ交  
才給カタへるカタ。甚カタ心得カタ。後カタ人カタ考カタ考カタ定カタ。定カタばし。

もししくハ。縦横同画の字比多<sup>タ</sup>る故<sup>ニ</sup>。草字の同形<sup>ニ</sup>見  
えて。錯<sup>カ</sup>らむ事をお<sup>ハ</sup>して。く<sup>ド</sup>此左某字比草字といふ  
印<sup>シ</sup>ふ。いとく形<sup>ニ</sup>變て作<sup>カ</sup>す。下<sup>ニ</sup>ふ隸<sup>ト</sup>る真字也。  
此も其草字を真字<sup>ニ</sup>直せ。又<sup>ハ</sup>モ有<sup>ル</sup>法<sup>シ</sup>。漢字<sup>ニ</sup>も然  
る例<sup>ハ</sup>い。さて今傳<sup>フ</sup>る草字の多<sup>タ</sup>る中<sup>ニ</sup>。此一枚尤<sup>モ</sup>  
と多<sup>タ</sup>也。け<sup>テ</sup>今傳<sup>フ</sup>る草字の多<sup>タ</sup>る中<sup>ニ</sup>。此一枚尤<sup>モ</sup>  
爾轉寫の誤<sup>ミ</sup>も多<sup>カ</sup>也と見也。中<sup>ニ</sup>も毛<sup>テ</sup>字也。眞字<sup>ニ</sup>少<sup>ク</sup>  
も似<sup>ツカ</sup>み更<sup>ハ</sup>小<sup>シ</sup>も言<sup>ハ</sup>ば。次<sup>ニ</sup>小<sup>シ</sup>舉<sup>ハ</sup>る遺文<sup>ニ</sup>も小<sup>シ</sup>も曾  
て似付<sup>ツカ</sup>ざる異體<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>也。甚<sup>く</sup>寫<sup>シ</sup>誤<sup>ミ</sup>也と見え<sup>ム</sup>也。此  
遺文<sup>ニ</sup>限<sup>ガ</sup>ら<sup>ズ</sup>。轉寫<sup>ニ</sup>せて。誤<sup>ミ</sup>也<sup>リ</sup>。と見<sup>ム</sup>也。字<sup>ニ</sup>多<sup>タ</sup>  
れ<sup>バ</sup>。熟<sup>ニ</sup>餘<sup>ハ</sup>の遺文<sup>ニ</sup>も<sup>ヤ</sup>比較<sup>シ</sup>て。筆意字體<sup>ニ</sup>種<sup>々</sup>小<sup>シ</sup>轉  
き<sup>ム</sup>様<sup>ニ</sup>見<sup>ム</sup>。中<sup>ニ</sup>就<sup>カ</sup>て。字體<sup>ニ</sup>穩雅<sup>アリ</sup>を用<sup>フ</sup>法<sup>シ</sup>。  
○<sup>カ</sup>にて此遺文<sup>ニ</sup>出雲國大社所傳<sup>ト</sup>云<sup>レ</sup>れ<sup>バ</sup>。彼新井白石

見<sup>シ</sup>比見<sup>ラ</sup>れ<sup>ト</sup>。竹簡<sup>ヲ</sup>小<sup>シ</sup>漆<sup>ウレ</sup>も<sup>テ</sup>記<sup>カキ</sup>ア<sup>リ</sup>し文字<sup>ヲ</sup>寫<sup>シ</sup>せ  
る物<sup>ヲ</sup>。その竹簡<sup>ヲ</sup>今<sup>モ</sup>彼<sup>ノ</sup>神社<sup>ニ</sup>存<sup>リ</sup>や<sup>。其</sup>尤<sup>モ</sup>知<sup>ラ</sup>ば<sup>。次<sup>ニ</sup>引  
文<sup>ニ</sup>ども<sup>ハ</sup>、彼<sup>ノ</sup>神社<sup>ニ</sup>、北<sup>ノ</sup>佛閣<sup>ヲ</sup>傳<sup>ヘ</sup>ば<sup>。と</sup>奥書<sup>ある</sup>遺  
文<sup>ニ</sup>小<sup>シ</sup>考<sup>ス</sup>。傳聞<sup>ニ</sup>誤<sup>ミ</sup>も<sup>有</sup>べ<sup>ク</sup>。ま<sup>さ</sup>信<sup>フ</sup>小<sup>シ</sup>才持<sup>カ</sup>るも前<sup>ニ</sup>  
小<sup>シ</sup>人<sup>ヲ</sup>撰<sup>ビ</sup>して。祕<sup>ト</sup>授<sup>ケ</sup><sup>ハ</sup>弘<sup>ニ</sup>有<sup>ベ</sup>。ま<sup>さ</sup>一度<sup>ニ</sup>本<sup>書</sup>を  
見<sup>シ</sup>る事<sup>ヲ</sup>惜<sup>ミ</sup>て。隠<sup>シ</sup>れ<sup>カ</sup>有<sup>ル</sup>べ<sup>ク</sup>。ま<sup>さ</sup>一度<sup>ニ</sup>そ  
某<sup>ノ</sup>小<sup>シ</sup>傳<sup>ヘ</sup>て。後<sup>ニ</sup>本<sup>書</sup>比紛失<sup>カ</sup>。は<sup>も</sup>有<sup>ル</sup>宏<sup>ニ</sup>れ<sup>バ</sup>。今ハ  
ハ<sup>シ</sup>云<sup>ハ</sup>、<sup>シ</sup>小<sup>シ</sup>本<sup>書</sup>ども<sup>無</sup>と<sup>カ</sup>。右<sup>ノ</sup>類<sup>ノ</sup>奥書<sup>ども</sup>を<sup>シ</sup>偽<sup>言</sup>セ  
うらば<sup>。諸</sup>末<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>。中古所謂<sup>サ</sup>薩人<sup>ヲ</sup>書<sup>カ</sup>也<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>。何<sup>事</sup>也<sup>。</sup>  
處<sup>ニ</sup>傳<sup>ハ</sup>る<sup>シ</sup>。あるらむ知<sup>ラ</sup>ば<sup>。薩人<sup>ヲ</sup>書<sup>カ</sup>事<sup>也</sup>。仁和寺<sup>書</sup>目  
小<sup>シ</sup>肥<sup>人</sup>書<sup>カ</sup>並<sup>ハ</sup>て。薩人<sup>書</sup>と見<sup>え</sup>あるのみ<sup>ハ</sup>。餘<sup>小</sup>所  
見<sup>シ</sup>あ<sup>リ</sup>れ<sup>バ</sup>。如何<sup>ト</sup>も考合<sup>ハ</sup>べき便<sup>ハ</sup>。然<sup>レ</sup>ども肥<sup>人</sup>  
之<sup>書</sup>と云<sup>ハ</sup>小<sup>シ</sup>準<sup>ハ</sup>て思<sup>ヘ</sup>ば<sup>。薩摩人<sup>ヲ</sup>書<sup>カ</sup>事<sup>也</sup>。日文<sup>ト</sup>通<sup>カ</sup>え</sup></sup></sup>

文四第

さて。然れど此遺文はこと小彼國人の書とほぐ。出雲大社小遺文傳はれるふも有ぼし。とし此奥書どもぞ。悉信がふきふも有れ。正志た日文字の一體也。舊く傳ハれる物ある事也。更不疑ひぬき物をかし。其右上下小載せ。亦遺文どもを。熟々委曲小察わきま。予げ上ノも下ノも言へる説等字もしく讀て。知り辯ふぼきぬ。



ヒ <sup>エ</sup> ミ <sup>メ</sup> ヨ <sup>キ</sup>  
ミ <sup>テ</sup> ノ <sup>ニ</sup> 山 <sup>カ</sup>  
ヒ <sup>サ</sup> ヨ <sup>ウ</sup>  
ヒ <sup>リ</sup> ハ <sup>オ</sup>

リ <sup>ヲ</sup> リ <sup>ツ</sup> リ <sup>キ</sup>  
シ <sup>タ</sup> リ <sup>ワ</sup> リ <sup>ル</sup>  
リ <sup>ハ</sup> リ <sup>ヌ</sup> リ <sup>ユ</sup>  
リ <sup>ク</sup> リ <sup>ソ</sup> リ <sup>ヰ</sup>

○神字日文傳下

○七

ヒ

フ

ミ

ヨ

イ

伴信友ヒテイが寫タクせると。屋代翁ヤダウラの藏カタマリれとハシト。上野國の閑亭カニンテイといふ人の集アツメい所レジ等ドモを。大野尚芳オノマサヲが寫タクせる中ナカ小アリ有リし。三本得ミツモンタツとアガ。共モ小アリいと正整マサニガタ小ウタク寫タクし傳ツヅ可コトアリ。聖德皇儲セイドウウヂとハ。もハあはち聖德太子セイドウタツシ御事ウジヨウジを申マサニガタせ。此字六ロクの皇子コウジン比ヒ寫タクし傳ツヅへ給タス。方カタと云ヒムクこと。然カクも有ルべく所オホ思モレゆる由ヨリあり。そハ是シテ第十三文ヨリシテトトコト伊夜比古イナヒコ神社カミシタ小ウタク傳ツヅれる字モジ比ヒ下トコロ小ウタク言ヒムクふヒムクを見るタマシムまし。

右神代四十七字者。聖德皇儲所寫也。和州法隆寺庫中所藏也。以上を墨小て記し。以下ハ朱をもて書せり。右原本在筑紫宮崎宮並河内平岡神庫云々。○此は京人岩田友靖といふ人比藏するを。

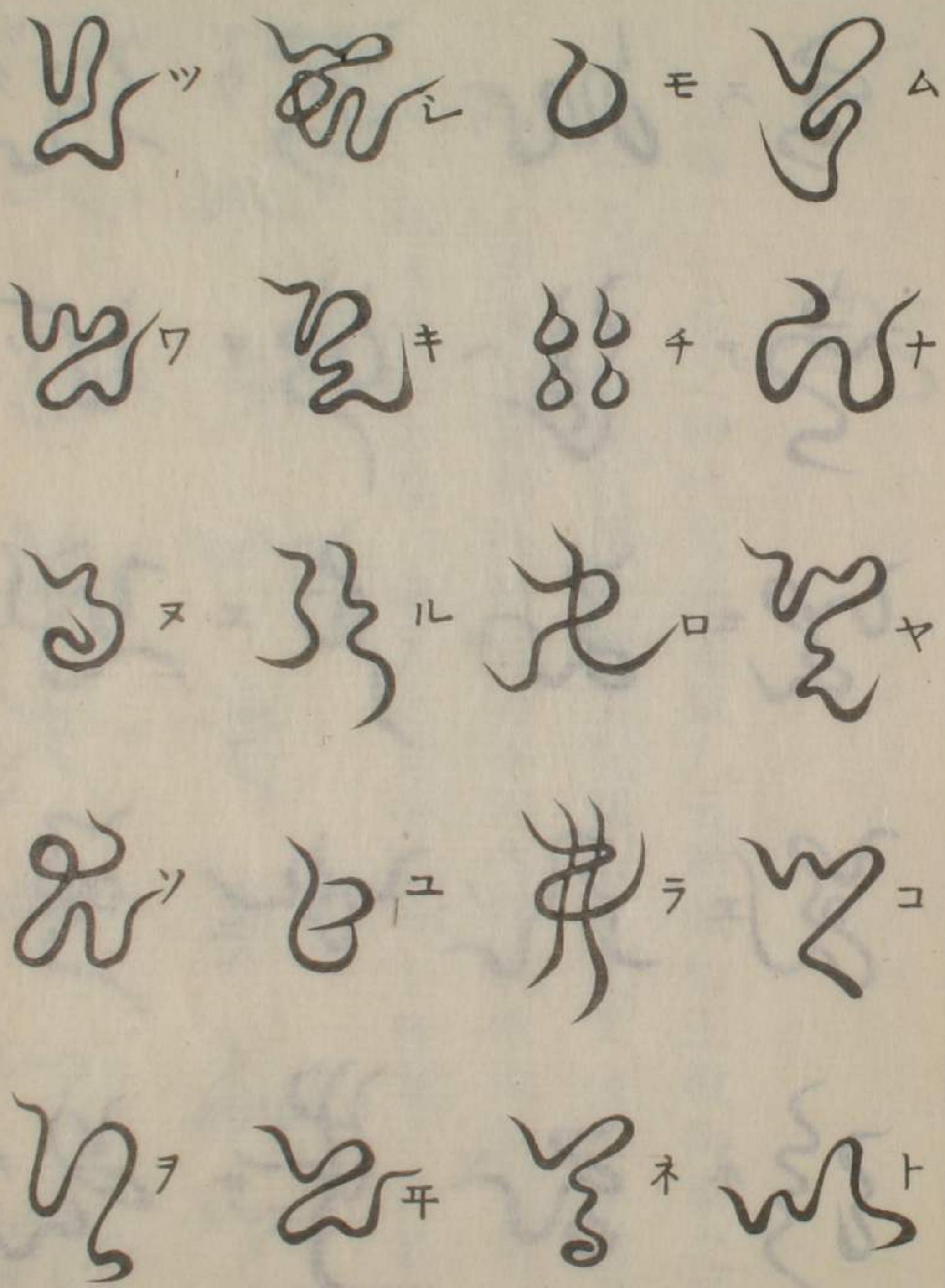
ミ  
ス  
ホ  
ア  
レ  
ケ  
サ  
エ

フス もリ ヲウ フレ  
ア モヘ ビオ ハ  
セ テ エ ヴ  
ア モ ハ ム  
ホ マサ サ カ

ツ モシ ヒモ フ  
モ ワキ リキ フチ  
ヌル ノロ ヤ  
シ ユ ラ  
リヨ ハト ネト

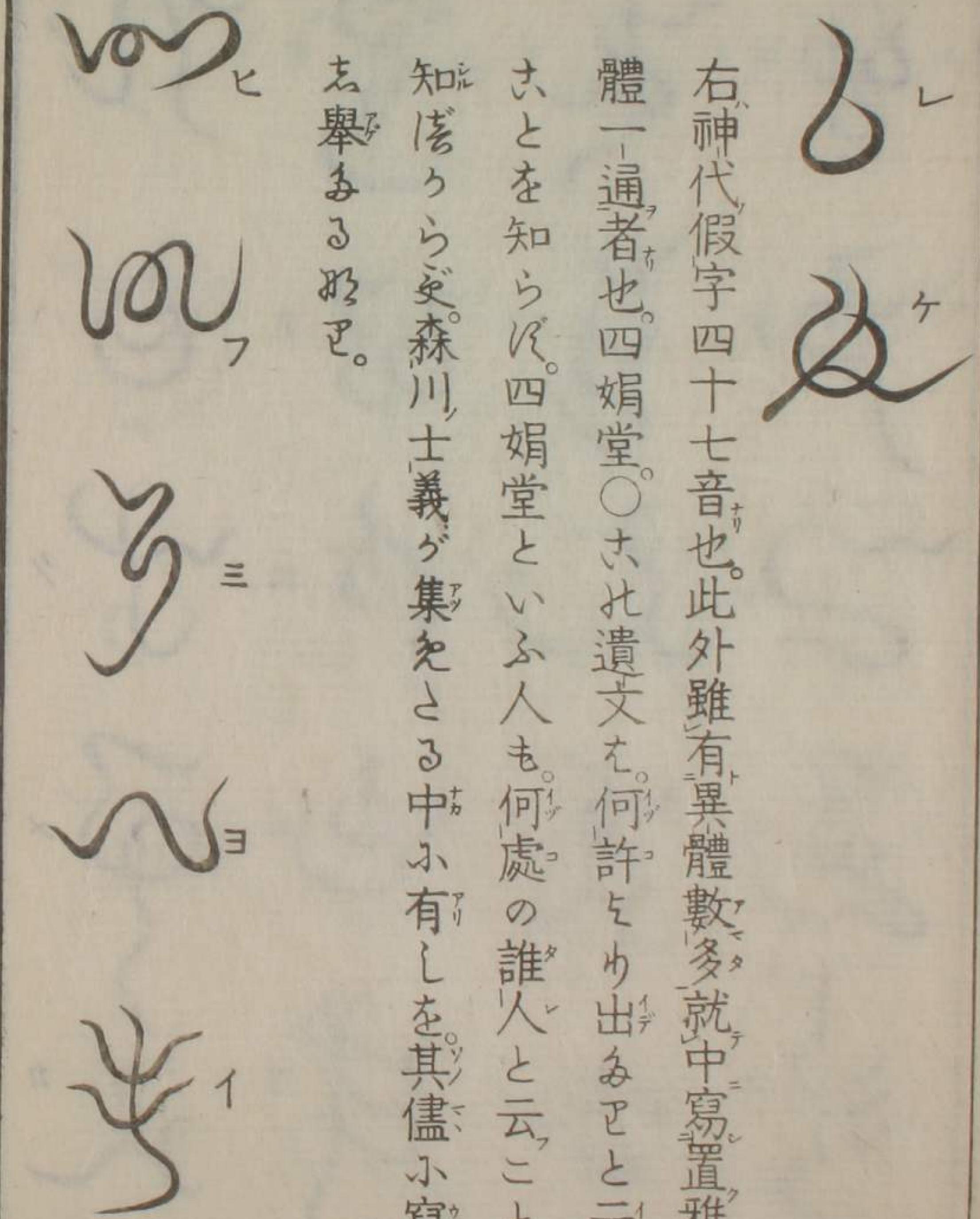
○神字日文傳下

○九



文六第

右神代假字四十七音也。此外雖有異體數多就中寫置雅體一通者也。四娟堂○本北遺文を何許より出みと云ふとを知らば。四娟堂といふ人も何處の誰人と云ふことを知らば。森川士義が集えども中少有しを。其儘小寫志舉あるほど。



These are pairs of Hangeul characters, likely representing different forms or related sounds. The pairs are:

- First row: 쿠 (black) and 쿨 (red)
- Second row: 허 (black) and 헤 (red)
- Third row: 흐 (black) and 흔 (red)
- Fourth row: 흐 (black) and 흔 (red)
- Fifth row: 허 (black) and 헤 (red)
- Sixth row: 허 (black) and 헤 (red)
- Seventh row: 허 (black) and 헤 (red)
- Eighth row: 허 (black) and 헤 (red)

○神字日文傳下

○十

右四十七音之神代文字者。或人云神祇伯王殿御家之所傳者也。信偽未詳矣。傳者姓名有憚故畧之。文化五年六月三日上總國菊麻神社神主根本河内守平佳胤謹寫焉。○此一枚も森川士義が集丸る中小有し故寫と云れど。

ハ  
ケ

A grid of 20 hand-drawn Japanese kuzushiji characters arranged in four rows of five. Each character is accompanied by a small red square containing a hiragana or katakana symbol indicating its reading.

- Row 1: キス (ス), キル (リ), キロ (ロ), キウ (ウ), キル (タ)
- Row 2: キア (ア), キヘ (ヘ), キヨ (ヨ), キル (ハ)
- Row 3: キサ (サ), キテ (テ), キエ (エ), キル (カ)
- Row 4: キエ (エ), キル (リ), キル (二), キル (キ), キル (カ)

ニ

フ

ミ

ヨ

イ

○神字日文傳下

○十

茂大明神社之神主桑原播磨守藤原爲重傳書出雲北嶋  
式文所授也。○前の一本也。近江國彦根の海量法師が森  
川士義小授ある歟。後此一本は信友が或人の寫し持  
て一卷を借りて見せゝる中より寫せ候ふ。但し  
本小天照大神所作傳之於大己貴命云々と字體雅ら  
有れど此ハ誤きる傳あれど採用ひざむ。字體雅ら  
矣。甚く寫し誤れ  
ぬ物と見えと。

右神文四十七字者天思兼命所製云從桑原爲重傳受之。  
○一本云以上神文四十七字者周防國玖珂郡柱野浦賀

ス	シ	リ	ミ	キ
ア	ハ	タ	ル	ユ
セ	サ	ハ	ク	ツ
エ	レ	ケ	リ	メ
ホ	ヘ	リ	カ	ワ
テ	ヒ	リ	ノ	ヌ
ケ	ヌ	リ	オ	ソ

○神字日文傳下

○十二

ং স মু লু উ কু ত  
ং অ কু লু রু ও বু হ  
ং সে কু লু রু কু ক  
ং গু গু লু রু গু গ  
ং হু হু লু রু হু হ

ু তু লু রু মু ম  
ু লু কু কু কু কু  
ু লু রু কু কু কু  
ু লু রু কু কু কু  
ু লু রু কু কু কু

フ<sup>レ</sup>フ<sup>ケ</sup>

ヒ

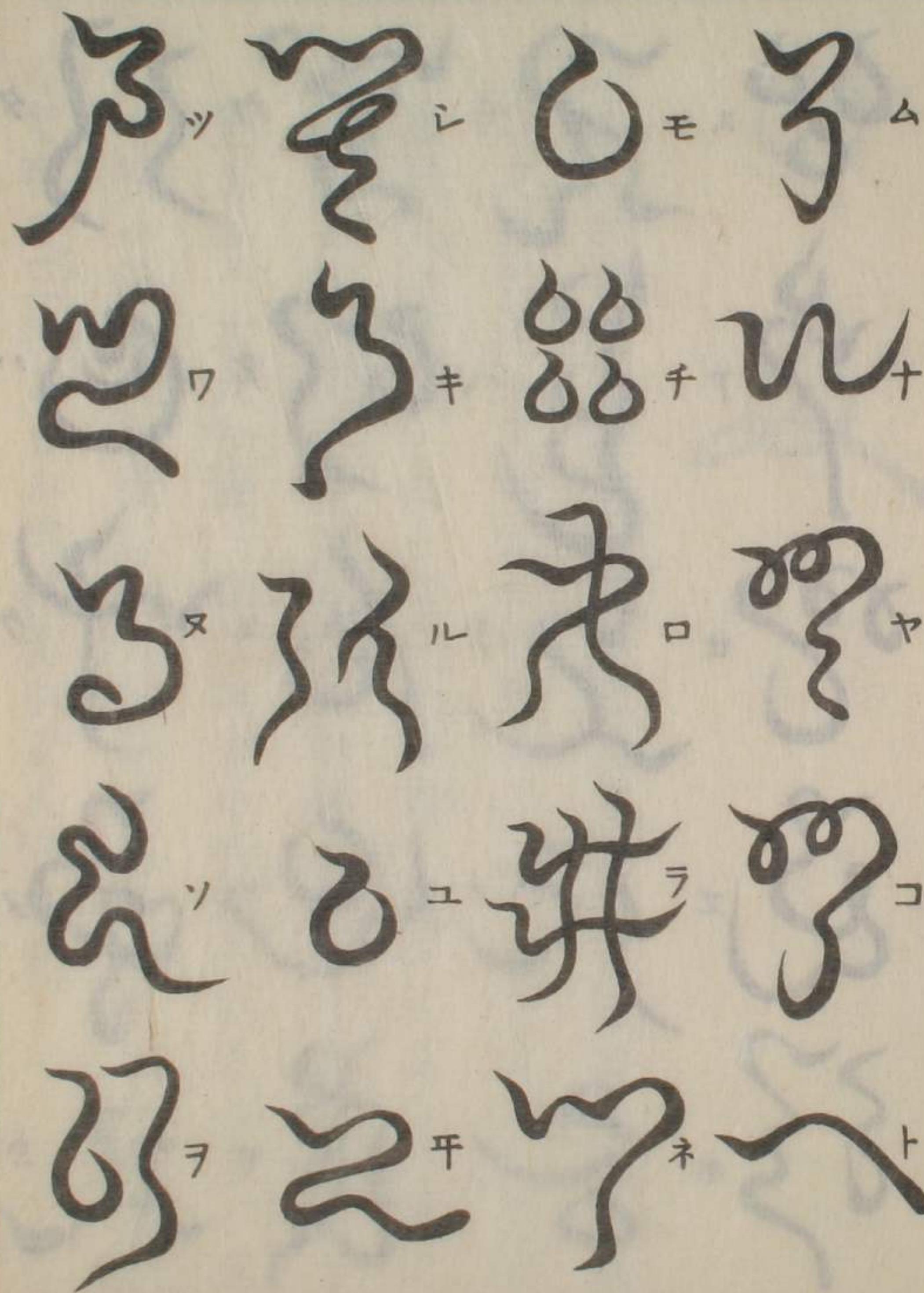
フ

ミ

ヨ

イ

右神代假名四十七言之字者。綿向神社神主紀某所傳云。文化二年十一月寫之海量。○其の一枚も海量法師グ森川士義小授ある。綿向神社と云は神名式。近江國蒲生郡馬見岡神社一座とある。社あり。彼社乃舊より傳れる。紀某が他をア傳ガとあり。奥書の文詳。ラバ。



ひ  
み

右大和國三輪神庫所藏神代文字也。從三輪神人得之。竊寫之。吉邑正敏。天明四年甲辰二月二十日乞於友人正敏摹寫之。白蓮社。○此尤屋代翁の寫し藏されあるを借て寫せる所也。此を得て後。上野國人閑亭が集とみ字も見あつ。右大和國三輪大神庫中所藏とある。はと一本を得て。大和國三輪大神庫中極祕。神代文字源義亮。そ有て。一枚とも小字體異なる。大ぞ。所。

ス  
リ  
ウ  
タ  
ハ  
オ  
エ  
ク  
甘  
テ  
卫  
ホ  
サ  
カ

元レ カモ ユム ムニ  
タキ フルチ ハナト ハラフ  
アカル ナロ ユミ ヤミ  
ヒュウ ナラ ユコ ヨ  
カニ ネト ヘト イ

元ウ ユタ リツタ リツツ  
タヘ ヒオ ハハ ワ  
カテ ルエ ヒク ルヌ  
カニ レニ ヒキ ヒツ  
ムニ ハサ リカ ヨ

正。何れ一方を傳聞の誤あるばし。若くは元ハ大宮神社  
小写し傳フタアさ前あるは森川士義シキが輯アツメみ流中小あ正後  
る物あらむ。前あるは森川士義シキが輯アツメみ流ナカ中小あ正後  
形カタふ丸。佐藤信淵シムツバトが。他小借カツて見せと流ヒトヨリ一卷ヒトヨリ小有アリしを寫ウツブ  
せ流ヒトヨリ一卷ヒトヨリ小有アリしを寫ウツブ  
あり。

○神字日文傳下

○十六

右神世文字四十七音者。從吉田祠官傳受之。ト部家所傳云、畠守友信。○一本云。右阿波國名方郡大宮神社之所傳也。神世文字也。婦人某所傳寫之。而陸奥國二宮長官從五位下源惟一再傳之者也。○此をト部家所傳といひ。大宮神社之所傳といひ。所傳のいあく異なる。不審きこと。

この列の各字の右側に示すように、蛇の形をした筆画を用いて書かれています。

- 上段の二つは「ス」
- 中段の二つは「ア」
- 下段の一つは「セ」

右神代之字符。大已貴命御製作也。勅封之御祕訣所納于鶴岡八幡宮寶藏之深祕之由兼之依神道執心之厚感寫傳之條堅禁他傳焉。于時文化五年戊辰初冬吉辰菅生兼就。○一本云右鶴岡八幡宮庫中之神代文字也。河内國枚岡神社筑紫宮崎宮之所傳亦同之云。○さは前をゑれ信

○神字日文傳下

○十七



友ヶ寫し藏モるを寫せる所カタ。大已貴命比御製作と云

ふも筆意ハ異アリ。又アリと見せれど。上下小举トモる傳說の誤アリ。然く同シれど。此カタも日文の草牴シナギにて思兼命の作アリ。給へる文字ある。後アリは森川士義ミツタケが集スルる中カタ一枚カタある。

正アリ。神國神字辨論モ。空華老人乃著スル。又アリ。即ク太の遺文モ。書體奥書モ。又アリ違ハズふ事アリ。然れど右三枚共トモ小カタ。并モ。左カタ四字錯亂ミダレて。又アリの間カタ小出アリ。故アリ改免ハズて載スル。正アリ。未アリ始ハズ小カタも言フる如ク。此カタもぞ音譯の無アリしを。上カタ下カタ小舉トモる遺文モども小照トモし考フる。片假カタカタ字モをそアリ。ちカタて此一枚カタはしえ。ト部家カタカタ舊說モ。神代字モ。節カタカタはうせアリ。指サシある様カタカタある。と云フ、又アリと符アリする書體モ。されど彼カタ旧說モ。其カタ

字モ一万五千三百六十字アリ。とアリ。節カタカタはうせアリ。節博士カタカタの云フるハ例モの信アリとアリ。節博士カタカタの義カタカタ。節博士カタカタの講カタカタの曲カタカタ節カタカタを教フる。神樂カタカタ催馬樂カタカタなどの古本カタカタ小指カタカタ。該節博士カタカタの狀カタカタ左カタ小舉トモみアリ如クし。

大抵オホカタのくせアリ如クく取フきアリ。合スルせて見て。ト部家カタカタの舊說モ。神世カミヨ文字モを。節博士カタカタを指スルる如クし。と云フる意モを辨フふアリし。

モレヒモアヘム  
アキモモチルル  
ミルアロミヤミ  
ヒユ井ラミコル  
モヘトネモモイ

ルリモウミシタヌ  
ミヘリガオモハヌ  
ミテルエサクルヌ  
ミミタニヨメヌ  
ミタカサヌカリ

○神字日文傳下

○十九

ス レ  
ア ケ  
セ エ  
ホ

右鹿嶋神宮所藏借彰考館總裁平伯時寫而寫畢日隅東。  
屋代翁の写し藏されある小かく有り。日隅東とハ御旗本那佐久左衛門以下部勝皋ぬしの事ありとぞ。彰考館とハ水戸殿の號あり。○一本云。右神代四十七字。水藩立原伯時所傳。而鹿嶋神宮所藏云源義亮六きも。屋代翁の写し置れ。一本比奥書あり。上野國人開亭が輯古るふかく記せり。後う

一本云。右鹿嶋神宮神庫所藏云上野國人開亭が輯古るふかく記せり。後う

まゝ一本を得る。○上の鹿嶋神宮小傳はれどといふ  
かも同じ奥書れど。○上の鹿嶋神宮小傳はれどといふ  
遺文を得ることぞ。凡て四枚ある。各々いぢりうれ寫  
誤りこそ有れ。全く同じ書體なり。故彼此くらば見て載  
せど。但し四枚共に、白いの二字。見の間に入りあ流す。  
せど。よこの錯乱と見えたり。今を上下小挙とする遺文等  
改め載せ見て。ちやう屋代翁も。往年神世文字でふ物を。彼此  
寫し輯えて。其を訂きむの志あひて。世の事識人こちに  
思ふ由來も探られある。京人藤原貞幹が。事の次  
手小。大北鹿嶋神宮小傳は。文字を寫し贈りて。其意  
を問れど。彼が言ひにせらる説。鹿嶋の神代文字。  
己も傳方寫せる。此を漢籍八絃譯史ふとて考る。

苗國の文字モジ小て侍ベ上代カミツヨ。苗人來カムて書カキくる。鹿嶋  
小傳カウジある。其とまれ。苗の文字小違タガひるし。外小  
神代文字といふ物有モルはしそも覺え。古語拾遺カホ。上古  
之世未有モラ文字。貴賤老少口カク相傳カシタツ云カシタツと。齋部廣成の説  
流カスて濟カスる事カト小や。と言イ遣オコせありしきば。屋代翁  
やがて八紘譯史カタマリヒサシを求カタマリて視カタマリられくる。纖志カシタツ餘カタマリと云  
ふ篇カタマリ左の如く。

苗書

苗人有書非鼎鐘亦非蝌蚪。作者爲誰不可考也。錄其二  
章以正博物君子。

鐸訓

天而

孝順父母尊敬長上和睦鄉里。

边凡モ也。死也方を糾めけり。

教訓子孫各安生理母作非爲。

毛而乙生。奉ケ反比也。又巡也。

猶カタいは一章あほを。此カタ只タダ一章を出カタマリせ。屋代翁カタマリを  
鈔錄カタマリ。いはど考カタマリ成カタマリも記カタマリさ文置カタマリれカタマリるを。已カタマリゲ神世字カタマリ  
を糺カタマリむカタマリをる志カタマリを語カタマリしカタマリく。取出カタマリて示カタマリせられカタマリ。故カタマリ  
考カタマリふる。まだ古の苗人の字モジ。古漢字カラモジ小配カタマリくる様字

觀る。假字小ハ非ぞ。字ごと小義ありて。象こそ異あれ。  
漢字の用格と異あると見也。然れど字數も漢字と同じ  
不ど小いを多有ニヤ著明し。然るを貞幹が説小。鹿嶋小  
傳はる文字を。此れと云すはと甚謾る。其も鹿嶋  
比文字。もし苗人の書あらはしうば。其國の語あるばく。  
字數も四十七字めらで。多くも少くも有極きを。四十七  
字あらへべき由あし。中小一二字。いづれ似ことアガア依  
も有れど。此は適小似とる小こそ有れ。その一二字のい  
づれ似とるを以て。たして全文を。苗人比書小違ひあ  
ると言アホ也。謾説あらぞやも。殊小鹿嶋宮ある文字を。

餘所小も彼此傳ハれる遺文と。全く同じ物小て。次第も  
日文ある物字や。大の貞幹と云々は人也。衝口發と云ふ  
妄書を作已て。皇國比古を言ひ腐さむと爲くる。いみじ  
き穢心の人あざしうば。衝口發の妄説字バ。吾ガ師の鉗  
アられゝる。普く人の見ざる遠き漢籍小。あろくいづ  
の似とは文字を交れるをもて。其を記せる物ぞと誣言  
志て。人を惑ハさむと爲くはあらざ。古語拾遺の説比  
非言める由也。古史徵の開題記小季く辨へこれぞ。彼記  
小就て見  
あほし。

ニ ハ モ リ ム  
キ フ チ ハ ム  
ル ロ ャ リ 三  
ユ ラ ヲ コ ヨ  
平 ネ ト イ

リ ハ ウ レ タ ツ  
ミ ヘ リ オ ハ ワ  
フ エ ハ ク ル  
カ ニ ハ メ ハ ツ  
サ サ カ カ ヲ

右神代文字者。推古天皇端正元己卯年所納於當社也。相傳云天八意命之御作。厩戸皇子之御書焉。

伊夜比古神社神主

昔文明九丁酉歲

高橋兼之



右元書惜哉天文二十二年之兵火被燒失畢幸先祖兼之手澤存于予家耳然真字假名在傍讀不便也故今改爲五十連韻不違本書之假名音替片假名者也。

伊夜比古神社神主

于時貞享五年戊辰八月

彌彦左近光賴寫之畢

○此は伴元甫が寫し藏くるを借りて寫し。但し光賴の本も違ひて紛はしく。うお上小舉ある遺文どもハ。みある。朱をもて小字う書こどしを。見易。ちて此を得たる乞前小森川士義が輯くる文字どもの中ちと寫し置く

は一枚も右と同じ遺文小て。奥書ふ。右神代文字四十七

音者。越後國蒲原郡伊夜比古神社所藏。天八意命之御作也。借平心舍高橋光頼寫而寫畢。不許他見者也。天和三癸亥年二月橘三喜齋謹識。

斯て字體筆意互小異る。過みて外縉妻非なる。國品の分僧と。高橋、斎宮國彦也。やがて神主の同族の事ある。此に大入の弟子ありしが。大人の世を避て給へる後。江戸小來れる時。小兼之。問ひてあれど。江戸小來れる時。小兼之。信ふ。おの奥書の如く。神主の家。本書を始める。光頼と云ひ。江戸の旅居。召れる人。代。本書を密通して。光頼も御衣使在所。其の尤も得衣服ひ。小持のみ。小文書で。正のほが。こへを已故宜。

き。やは入小みああがぬ違社書あがのも伴を  
ある。あの在事ると。兼し。人をう此日伴藏も失  
也。借平心舍高橋光頼寫而寫畢。不許他見者也。天和三癸亥年二月橘三喜齋謹識。

斯て字體筆意互小異る。過みて外縉妻非なる。國品の分僧と。高橋、斎宮國彦也。やがて神主の同族の事ある。此に大入の弟子ありしが。大人の世を避て給へる後。江戸小來れる時。小兼之。問ひてあれど。江戸小來れる時。小兼之。信ふ。おの奥書の如く。神主の家。本書を始める。光頼と云ひ。江戸の旅居。召れる人。代。本書を密通して。光頼も御衣使在所。其の尤も得衣服ひ。小持のみ。小文書で。正のほが。こへを已故宜。

き。此物語了て。光頼の事。上から出でて。平心舍と云ふ。垂加流事。ゲ不の。お有へ。お語の。ひ志江戸彦次知苗字を。高橋彦氏号の事。を。おえかて無る。どう光あ。小戸彦。橘三喜と。あも。三喜道へ。一其。かと。知花押。高橋兼弟。通余て。父の。を。と。字令教。を。の。きざば。も。某之子。ひげ。在。あ。授語。い。負。江得。ま。と。正。光。何。と。の。か。講る。これ。こ。は。ある。戸。と。正。賴。も。云。本。り。る。説を谷

小準子て正き。して天八意命とぞ思兼命の亦名ある。國事をも辨へお。して天八意命とぞ思兼命の亦名ある。國造本紀小八意思兼命とぞるを始矣。古書小多く見え。ア。古史の第六十段の。して推古天皇比端正元己卯年と云こと。甚く心得がふく。前小は法師流の妄説あるばく思方アシを。此遺文どもを信ぜる意いで來て。後不此事信友と語相しきば。信友が言々らく。古代の年號比國史小載られざる。當昔の文書石文等小存ア。或も古書籍。はこは神社佛刹比古縁起。古家の系譜など小見え。末と古き年代記など小も種々あはげ上。漢韓比戎國の古書小も。希くは書載とア。然れど其を後世の妖僧等が所

爲おらむ。と思もあく事の少からず。古證アリて悉皆偽稱とも思ひ定えか。称て然る年號を。物小見當りくる時く。也。書畱など志せる。近く寛政九年の頃。既ニ京人藤原貞幹。逸號年表といふ書を編して。楷本ア。爲とはを見生バ。然る異年號を。二十四部の古文書ども小據ア。て採纂。久。年紀して表して云く。續日本紀。聖武天皇神龜元年十月朔日。詔曰。白鳳以來朱雀以前。年代玄遠尋問難明。而朱雀白鳳二號。日本紀皆不載。其他水鏡諸書所載。紀號。國史亦無所見。俱未詳其故也。今一一推以干支。輯錄爲年表。如其遺漏。則俟後考。云とい。ア。よ。柴野邦彦主の叙。小云く。異年号者不可。

詳其所出也。撰字既淺俗義又多取之浮屠言恐非朝廷頒降也。獨神龜詔舉白鳳朱雀号延曆解稱大長号則不可示遠邪。將參差錯出不可整以干支邪皆可疑也。要之史缺有間百口異傳王以宏才精識修成一王法取信萬世。其於疑者則闕如固其所也。似今不可必更幽索僻討以攬之。但碑志雜記往用以紀年外國人又傳錄著之策則又有不得遂略而不省者焉。友人藤子冬博古好奇凡天下古文断崖邃壑搜訪靡遺。一日就其中檢出異号推以干支作表以譜而後參差可整而世代可考足以補史家之遺亦鑑古之佳冊也。と云れどるハ然る説あり。此叙不盈されざる事ハ下りいふ説小々にて思ひ辨ふべし。既小塙囊抄小吾朝小初无年號無正き。武烈天皇の御世小始えて善紀といも號有しうども續く文志て有無不定あり。其後孝德天皇の御代小大化白雉天武天皇の御時小也。白鳳朱雀などいふ號有あるぞも今の年紀小連祿也。文

武天皇の御宇大寶と云ふ。絶ぬあともは成ふられ。但しまさ。善紀ちと次第をる本あと白鳳を。天智天皇の御代と繋け。大化を天武天皇の末小係け。此本にあぶほ違ふこと多き故小此を用ひぞと云ふ。あぐ文武天皇五年小係る。大寶と云ふ次第を善とせる歟とも記せ。已そ北逸號年表小引漏せる古文書等小見當とるを補綴らむと欲て。古文書五十餘部を集めて。姑く本書小書收れき。古文書五十餘部を集めて。姑く本書小社縁起ふも。推古天皇端正五年癸未と有て。年紀干支。の神代字の奥書と符合す。今姑く日本紀の年紀小據

明神の由來を記して。推古天皇の御宇。癸丑端正五年十一月云々とあり。此癸丑元年を己酉とせるに合へど。けれども上小引による同社の縁起に推古天皇端正五年癸未とあると同じ傳にて。平家物語。盛衰記ある也。既小未を丑と誤認するが、もや有らむ。然うでも年紀干支合れば難なし。今併せ考へば。瑞政端正を阿るが、正しくて。改正いがれをも書傳へあるあるが、考へる。然れど端政端正と書る端也。瑞の誤寫をこそ思はる。喜樂元瑞正元始哭元と三年うち續きて三号あれど。此ハ余小相證べき事なし。想ふ小喜樂也。餘文の雜り入さるゝて。瑞正も本來の年号の更り錯ひ入るる也。始哭も異本小大哭と云也。當昔佛意不まれ儒意不まれ。亥字年号も用ふべき非也。これも余文の錯ひ入るある。末と近江國甲賀郡太原莊三島大明神縁起。推古天皇瑞正三年庚戌とあるは。崇峻天皇比三年ふて。上

アリ考る。以下支れ論あり。端正元年は推古天皇比御世比二十七年己卯の年號小當れ也。然る。前代崇峻天皇の御世二年己酉比年號を。端政端正瑞政など書は物あり。朝鮮の海東諸國記。皇國の年號を記せる。ハ端政と作也。もはてを考ふる。古本年代記。年代記と全く同く見ゆれど。此二書をどの内を傳へ見て。書るものあるべし。但し字の参差るふ似て。異なるが多き也。彼此ともふ傳写の互小紛はしきを考究合ひ。未だ其崇峻誤れる。互小紛はしきを考究合ひ。未だ其崇峻天皇の御世比二年の年號を。古代の年號。瑞政元年と考。水鏡皇代記。端政元年とし。古本年代記。ハ。端正元年とし。何れも四年。小止まれど。平家物語。源平盛衰記。記せるも端正をアリ。同じ年紀小當れ也。平家物語。源平盛衰記の二書ハ。安藝國嚴島

小論アソク子アソコ瑞政二年小當れどアタは三年アタは。二年の寫誤ウシナヤウ  
あらむ。本書を見て定むべし。然も有らば此も合アリ。然らても  
證アサシとハれるべきアリ。かく辨アサシふるときも。瑞政マコ瑞正  
也。崇峻天皇の年號端正を推古天皇比年號アリし事也。  
明あるが如し。然る小伊與風土記アソコ湯岡側アタ立在と  
いふ碑文アシブミ。法興六年十月歲ホレ在丙辰アタ云アリと見え。大和國  
法隆寺アソコ古物の釋迦佛光後銘アソコ。法興元廿一年歲次  
辛巳アタ云アリと阿正アソコ。法興元とハ元年アタといふ。此アリ因て  
考カムカふれど。瑞政三辛亥年ハ。法興元年小當れどアタといふ。瑞政も上  
意小置きる文と通えど。此アリ因て  
く四五縁アソコきくるふ。其中間の三抑アソコ。其の年號は。色葉字  
小云ふ如  
年乞正復法興の年號有アリしあり。

類抄アソコ。元興寺アソコ有アリ本新兩寺。推古天皇御願建立アリ於大和國  
武市郡アタ格アソコ云。此寺佛法元興之場。聖教最初之地アソコ。寺家  
緣起アソコ云。崇峻天皇第二年己酉。聖德太子與蘇我馬子大臣。  
武內郡アタ飛鳥地アソコ建法興寺。本元興寺是也。天平十七年造アリ  
寺。今元興寺是也。と有アリ。碑文アシブミ。法興六年丙辰アタとあるを  
推上せて考る。元年を辛亥アタて。崇峻天皇の御世の第  
四年小當れど。いはや格文アソコ。此寺佛法元興之場アソコ  
と見え。寺號アソコと爲アリられると思アリ。まさ年號アソコとも爲  
られしあるを。瑞政も上小論アソコへる如く。四五年の間アソコ北  
年號と通アリ。此法興元年也。瑞政三年小當れど年號

重れど。故むらく其世の趣を推量と考る。小聖德太子の御慮にて。崇峻天皇比御世。私小年號を作りて瑞政と稱す。物も記し給へる。後尔推古天皇の御世小あてて。彼法興寺の事小ちて。後よて前の瑞政三年を法興と改えて稱へ。又乃ひ上御代く逆上て。稱號の如く名け給す。乃は既し。其そ漢風小例ひ給へれど。字を太子の好み給す。佛道の意小據れるを。用ひ給へりと通す。汝をも思ひ合をばし。また按。小瑞政三年小法興の号れんむも知べからば。其そ後の御代。小天平二年と建ら改めて。天平感審元年と易され。同年内小復改めて。天平勝審元年と為され。同九年を天平審字。その九年を天平神護と改え給へ。年号ハもと漢國の制。小例ひ給へる。

小漢國にて。四字の年号有しことあり。若くハ當時の昔瑞政法興。又ふ復字の年号有り。小例ひ給へる。小も有べ然らず。其四字号を二字小引放ちても用ひ。とぞ。ムク。然から。今みて。二号紛らはしき。小もや有らむ。其そ東寺天平とも。神護景雲を。景雲とも書る。ゲ有ルをも思ひ合をべく。其頃いまご上御代くの事ハ。大略小語と傳す。書も傳す。漢風の曆法支干を用ひ給はざ。おほ以前の事あれど。年紀きはやうあらぞ。況て支干れどハ慥う推定え給はざ。おる時めれど。年紀も支干も。大らう少してぞ。年號名け給ひ。ムク。取く。小參互。て。紛はちく傳れる。ある。おほて後の御世。くくも其子。傳。年號を名らき。ふと通せれど。後北御世の如く。重き事と見て。天下

小頒降せ給ふばうと小も非で經小來しきら。詳あらぬ  
を。孝德天皇の卽位乙巳年小太化と稱られくると。大  
方世間小頒降ひ給ひるはくら。日本紀尔。此御世の年號  
とて載られこあるほし。と言へり。此うて端正といふ  
異年號の事は知らきみ。斯て其元年己卯也。推古天皇  
紀二十七年と云。是年小。此頃を聖德太子攝政と志  
て。天皇比御事を行ひ給ひ。素より漢風佛法を好み給ふ  
御心のは小く。古風を止えて漢風を移し。此年蘇我馬子  
と共に小議して。天皇記。國記。諸本記を錄あ始られくる頃  
か。欽明天皇紀。本註小。帝王本紀多有古字云。後人

習讀以意刊改云くと見え。此全文ハ開題記小引  
年小。忌部正通宿禰の著せる神代口訣小。神代文字象形  
也。應神天皇御宇。異域典經始來朝以降。至推古天皇。聖德  
太子以漢字附和字。後百有餘年而成此書焉。と云。ハ傳  
而正し説と通え。神代文字象形也とあるを。前小開題記  
と。同義小思へてし。と。今熟思へば。神代文字も。太兆の  
象形を原すして作れる故。小象形とハ云。る小。て。説文小  
謂やる象形の義とハ。異なるべくぞ所思。は。けて推古  
天皇の己卯北年よ。貞治六年まで。七百五十年小五六  
年足らぬ間あれど。然る正しき傳書の有しを。は。と日本  
見て。聖德太子云くのことハ記されふ。む。

紀跋小。推古天皇御宇。聖德太子始以漢字附神代之字傍  
とあはを合せて考ふ。上古より有來し日文字を刊

正て漢字を填られあるが。然にレグ小皆絶ミナタタふ捨てることを  
可惜みて。別アタラシう人ノも書カしシテ。親書ミヅガラカキもし給ひて。古き神社。  
はコは佛寺ハも遺ハシメし納ハシメ米置ハシメれシテ。を。勅封ハシメふども言傳  
方カタある小コトぞ有ハルべき。鶴岡カツガ八幡宮ハチバンノミコト小傳ハシメ。ハレの遣文ハシメ。勅封  
とシテといふ遺文ハシメ小コトも。聖德皇儲セイドウノミコトの御書ハシメ。云ハシメ。法隆寺ハツリョウジ小傳ハシメ。  
不開題記ハシメ。著ハシメ。神代文字ハシメ。比論ハシメ。合せ見るべし。所  
謂端正元己卯カツラクノミコト年ハシメ。高橋カツラ兼カツ之ノミコトの其ハシメを寫ハシメ。せる。文明九年  
まで。八百五十九年ハシメ。小コトあハシメ。文明九年よハシメ。光賴カツラの再寫ハシメせ  
ぬ貞享五年まで。二百十二年ハシメ。小コトあハシメ。貞享五年九月ハシメ。小コト改元  
元祿ハシメと改元ハシメ。其年ハシメ。今ハシメの文政二己卯カツラクノミコト年ハシメ。まで。百三  
十二年ハシメ。小コトあれど。納ハシメ。られる。端正元年ハシメ。そぼハシメ。千二

百一年ハシメ。小コトや成ハシメらむ。いそハシメうふ按ハシメふノ。納ハシメられシテる年ハシメ。  
今己ハシメ此ハシメ書ハシメ。不ハシメ著ハシメして。世ハシメ弘ハシメむ年ハシメ。も。まハシメ己卯カツラク年ハシメある。いと奇ハシメしき事ハシメ。也。也ハシメて兼カツ之ノミコトの手澤  
小コト真字ハシメの假名傍カタハシメ。小コト在ハシメしを。光賴カツラの其ハシメを片假名カタハシメ。小コト改ハシメ。更ハシメ  
正ハシメ。と。ある。眞字ハシメ。假名ハシメ。も。いは。や。る。眞假名カタハシメ。小コト。其ハシメ後ハシメ世ハシメ。小コト。  
日文ハシメを讀難ハシメ。小コトせ。む事を。た。不ハシメて。聖德セイドウ太子ノミコト。比加ハシメ。ら。き。あ  
はハシメ。小コト。此ハシメ。伊夜比古イナヒコ神社ハシメ。小コト納ハシメ。る。日文ハシメのみ。を。対ハシメ。諸  
社ハシメ。納ハシメ。られ。こ。は。も。然爲ハシメ。こ。乃。ひ。け。む。を。何。れ。も。寫ハシメ。を。時ハシメ  
刪ハシメ。捨ハシメ。片假名ハシメ。小コト改ハシメ。その。事ハシメ。を。さ。矛。小コト言漏ハシメ。せ。り。と。知。ら  
れ。こ。で。然。る。も。何。き。も。元。本。小コト。眞假名カタハシメ。を。附。て。無。ら。は。し。う  
ば。其。字。意。を。知。べ。き。由。の。無。れ。ぞ。あ。正。聖。德。太。子。も。生。涯。

移して。皇御祖神の御道を乱されること。開題記まこと古史傳小論へる如くあるふ。然に於て神宇を絶さむ事を惜みて。遣し傳へられしハ。皇祖神の道小違ひにて給へる御態をも。いきうち贋ふべくぞわざやふ。ちて殿戸皇子北御書と言傳へる元書也。兵火小焼失とぞとある。天文二十二年の頃也。國々小軍所にて。越後國も。松井小兵亂あはし頃。かわしうば。兼之の住居。まゐは神庫。ふどの焼れこどる時。小ぞ。焼失。かんむ。此を力あき事れきど。光賴也時はで傳方持みあし。兼之の手澤をけすり失ひことと聞。やはる。甚惜きことあ。今も何處ふう存でや込しや。○さて前小。開題記を署せる時。小。上代の文字也。決えて左。ち。右。弓。横。竝。立て書。からむと

考。方記せざしを。今此書小著はし傳ふる日文の遺文。一枚。ご。小。あ。う。書。る。が。あ。き。ハ。已。ぐ。前。の。考。北。非。あ。ざ。し。くと思ふ。彼。神。隨。あ。ほ。理。北。違。ふ。ば。く。も。非。ざ。る。小。就。て。猶思ふ。第一。小。舉。こ。あ。日。文。の。眞。字。を。察。は。小。初。聲。の。字。を左。ち。正。書。始。免。て。右。終。聲。北。字。を。隸。こ。あ。は。これ。自然の書體。取。れ。ば。か。く。書。も。て。行。か。く。數。字。を。書。く。とき。は。横。行。少。あ。ほ。免。也。是。ぞ。正。志。た。書。體。れる。を。ほ。と。初。聲。字。を。上。小終。聲。字。を。下。小。隸。て。○。ト。と。や。う。小。書。こ。る。一。體。も。あ。れ。ぞ。此は。縱。行。小。書。べ。き。勢。れ。ぞ。然。れ。ぞ。上。代。小。縱。行。小。書。こ。や。く。あれ。を。後。り。漢。文。見。倣。ひ。て。ま。じ。く。小。縱。行。小。書。こ。や。く。あれ。

る世小。記せる日文の傳ハれる所アリ。却て然書慣  
ス。今アリアリても。横行小書。こらむハ。却て異様小見也。  
れど。もし日文字もて物書。未ナシ。思はむ人。あらば。  
常セ。ごぞ縦行小書。ベシ。そは衣服の襟。を合ひる様。も漢  
小。あらひて。天武天皇の御世。右衽と爲賜。方体を。今  
更。ヨ本の左衽。復しあらむ。小は。異様。小見。や矣。此小  
準。ヘテ思ふ。○或人問。上代アハ。文字を何物。小書  
る。は。其筆墨。あ。ど。ハ。い。う。小答。大。信友。說。小。往昔。ハ。和  
布。小書。あ。ア。ム。其後。漢製。の紙。渡ること。を習ひて。漢  
字を書き。は。元々。ア。ビ。古字を。も。書。ル。其は敏達天皇。

紀元年。の下。小。高麗。上。表疏。書。于。鳥羽。云。王辰爾乃蒸羽  
於飯氣。以帛印羽。悉寫其字。と。ア。紙。あ。ラ。バ。そ。用。ひ。む  
方便宜。ク。る。傍。き。小。帛。用。こ。底。も。い。ほ。ど。紙。ハ。無。ア。シ。小  
や。其。も。と。ま。れ。推古天皇。紀。小。十八年。高麗王貢。上。僧曇徵  
法定。曇徵能作彩色及紙墨。云。之。ある。也。此僧始。爰。て紙  
墨。を作。レ。ア。と。聞。也。漢國。小。して。也。舊ハ竹簡。用。ひ。る  
が。後。ア。不。縫帛。用。ひ。て。これを紙。と。云。糸。ノ。属。と。る。字。あ。は  
其。後。ア。後漢。の元興元年。の頃。小。蔡倫。を。云。人。樹膚麻頭。及  
弊布魚網。を。も。て。紙。小。作。ア。其。君。ア。上。れる。を。わ。始。て。世。小  
從。ひ。用。ど。る。由。後漢。書。ア。記。せ。ア。是。よ。ア。以。前。の。物。小。紙。字

倫より以前。樹膚云くもて製れる紙の有と云ふ。墨は松木などの烟を用ひ。筆は鹿毛などもて作る。此るべし。漢國ふても然れる。此方小れのがうら似るべし。とるくまとお称びするりても有る。姓氏錄小筆氏燕相國衛滿公之後也。善作筆。預一流因茲賜筆姓とある。何の御世か正乃む知候うら称ど。此を漢風の筆を作れる由アリ。と言候も然る。說アリ。世よ筆草蓄藏てり。其根毛を集めしるが如く。能く墨を含えり。此多用て物書き試むる。大抵此事を書得らゆく。物あリ。然れど筆の製作アリ以前も。此を用ひてそ書あり。甚も奇妙なる草字大そ。あや此等の事は古史推古天皇卷十八年の傳小委く注ふを見る。古し。

文政二年己卯歲五月八日小考へを了矣。

於れを常ふ思ふ。遂やう。我づ

大御國。本より文字れしと云あとは。早くアリ。聞えくる事アハ有れど。此モ非説。アハ有し。然るはまだ。世、中次。アリ。開けやく。隨ひて。事業をやく。万物出來。アリ。就て。必それよ名。扱くべ。其名。アハ。からば。必其ふ當る。文字れくハ有べ。アリ。そハ漢國の如く。煩され言痛く。作出る事ハ非ざる。阿々れど。印度を始ゑ。西洋。アリ。末とも末の國。アハ。體。ちそ異き。

各々文字れき國やハゐる。其は譬へば。もと扱ふは  
、也書た。ふゑ扱ふは、、と書き。縱ある物ハ——城  
かた。横あ流物りへ一を書ぬハ。いふ小稚き者といへども。  
必然ち傍く。且漢人も云へる如く。象形とて。日月車  
馬れどの字れ如く。唯ふ打見と底儘。寫せるもので。  
其餘万比物。あきよ準へて悟る爲し。此、ミー  
あぢ。あき卽文字の原りす。あれふ據らば。いふれ  
文字う制で得られば。況て奇ちく尊だ。

神くれ御上り於て哉や。然れば  
大皇國ふ。文字れしと云ハ。いふ非説あらじやは。然  
思ひ定むるゝ就てハ。其由かき著さばやとハ思ふも比  
から。本よど學びれ力なく。城こが底し。態少し  
りきば。默止在り。此わざ師の御教を受け。かね  
神字日文傳をも拜み讀て。始めて我づ  
御國文字の。其原は。太兆の町形よりい傳て。  
神えちれ。かく愛もく。優は高く。制で成し給ひ。將

古人の書風テブリ。其儘小傳ツタハれるを見馳ムラシ。豫て己  
う思へるとも。遙ハルか勝ハサりて。斯カクてある。万國の  
祖國オヤグニ。神字カムナある事ツトモちあく。最も正カレし。イトいとも  
尊カタジケく。喜ウレしひ辱カタジケれさ。云ハシマむ方カタを無ナシう可スル。故カレこ此由  
も言カタマ記メモして。師カク御許ハサ小贈ツタり參ハサらひ  
れ年。阿那アナのあと。

秋田人

源小笠原以忠

